

委員の持込資料の取扱について

文京区地域福祉推進協議会（分野別検討部会を含む。）における委員が配付を希望する持込資料（以下「委員持込資料」という。）について、今期今後（平成26年7月15日～平成28年3月31日）、次のとおり取扱うものとする。

- ・委員持込資料の会議での配付を希望する委員（以下「希望委員」という。）は、配付を希望する会議の開催日の14日前までに当該会議の事務局に資料を提出するものとする。提出方法については、事務局と希望委員の間で協議する。
- ・委員持込資料は、A4サイズ又はA3サイズで10ページ程度を限度とする。
- ・障害者部会には障害当事者の部会員が在籍しているため、障害者部会への委員持込資料については、事務局の障害福祉課の助言のもと、希望委員が障害当事者の特性に応じた資料を作成し、上記の期限までに事務局に提出するものとする。
- ・委員持込資料の会議での配付の可否については、会長（分野別検討部会の場合は部会長）の専決とする。
- ・委員持込資料は、参考資料扱いとし、資料に希望委員の氏名、資料番号を事務局が記入する。
- ・委員持込資料の印刷は、当該会議の事務局が行う。
- ・委員持込資料は、当該会議の委員の外傍聴者にも配付する。また、事務局が作成した資料と同様に区ホームページへの掲載及び行政情報センターへの配架も行う。